

応急仮設住宅集約化計画

平成 28 年 1 月末現在

町名	区分	団地名	建設戸数	入居戸数	解体時期など			
					28	29	30	31年度
矢作	学校	矢作中G	40	21	29年度末解体			
	〃	矢作小G	40	29	29年上半期解体			
	民有	教員住宅	34	27	当面存続			
	〃	打越	19	17	当面存続			
	公有	旧診療所	20	14	当面存続			
		小計	153	108	入居率 71%			
横田	民有	三日市団地	24	19	28年度末解体			
	学校	横田中G	94	62	29年度末解体			
	〃	横田小G	54	42	当面存続			
	民有	狩集	12	8	28年度末解体			
	〃	堂の沢	34	24	30年度末解体			
		小計	218	155	入居率 71%			
竹駒	民有	下壺	20	16	当面存続			
	〃	細根沢	29	29	当面存続			
	〃	上壺	13	12	当面存続			
	〃	相川	28	26	当面存続			
	公有	滝の里工業	86	82	拠点団地			
学校	竹駒小G	96	64	29年度末解体				
		小計	272	229	入居率 84%			
気仙	民有	上長部	41	20	28年度末解体			
	〃	町裏	9	—	解体済み			
	〃	二日市東	22	16	30年度末解体			
	〃	二日市北	20	—	解体済み			
	〃	二日市	20	19	30年度末解体			
	学校	長部小G	44	33	28年度末解体			
	民有	保育所隣	7	6	28年度末解体			
	〃	要谷北	13	—	解体済み			
〃	要谷	18	10	28年度末解体				
		小計	194	104	入居率 54%			
高田	民有	太田	28	21	当面存続			
	〃	西和野	29	22	28年度上半期解体			
	公有	サンビレッジ	37	24	当面存続			
	民有	大隅	30	24	当面存続			
	〃	大隅西	12	12	当面存続			
	〃	中和野	33	29	当面存続			
	学校	高校G	148	89	段階的な集約			
	民有	栃ヶ沢	46	42	28年度上半期解体			
	学校	第一中	150	135	段階的な集約			
			小計	513	398	入居率 78%		

町名	区分	団地名	建設戸数	入居戸数	解体時期など			
					28	29	30	31年度
米崎	民有	高畑	28	17	28年度末解体			
	〃	佐野	40	23	30年度末解体			
	学校	米崎中G	89	63	段階的な集約			
	民有	西風道	36	29	30年度末解体			
	学校	米崎小G	60	51	29年度末解体			
	民有	堂の前	13	10	29年度末解体			
	〃	和方	8	8	29年度末解体			
	〃	和野	18	12	29年度末解体			
		小計	292	213	入居率 73%			
小友	民有	財当	47	11	30年度末解体			
	〃	三日市	27	4	28年度末解体			
	公有	矢の浦	20	6	28年度末解体			
	民有	柳沢	20	5	28年度上半期解体			
	公有	モビリア	60	21	拠点団地			
	〃	モビリア	108	67	拠点団地			
		小計	282	114	入居率 40%			
広田	学校	広田水G	132	75	29年度解体			
	〃	広田小G	66	33	29年度解体			
	民有	長洞	26	—	解体済み			
		小計	224	108	入居率 48%			
合計			2,148	1,429	入居率 67%			

現在の入居率は67%

気仙 小友 広田は47%
高田は78%

市の集約化計画案では建設戸数 2,148 戸に対して入居戸数は 1,429 戸、入居率 67%となっています。気仙、小友、広田地区では退去がすみ 47%ですが、竹駒地区が 84%と最も高く、つづいて高田地区 78%となっています。

集約化では、規模の大きい、高田高校や第一中学校グラウンド「段階的な集約」とし、滝の里工業団地とモビリアの公有地の団地を東西の移転先となる「拠点団地」に位置づけました。

説明会では、「たとえば、1棟（5戸）のうち1戸だけが残ったような場合、その1戸は移転していただきその棟は解体」や「住宅再建して退去する場合の助成と、今回の移転の助成は別」などの氏の回答も出ています。

応急仮設住宅 集約化の方針案を提示

「滝の里」「モビリア」は集約の拠点団地

一中・高校・米中グラウンドは「段階的な集約」に

市では、応急仮設住宅の撤去、集約化の方針案を作成し、2月15日から各地で説明会を開催。現在の入居者の意向を尊重することを基本に、地域コミュニティや移転者の負担軽減の配慮した方針について説明しています。

児童生徒への配慮のため学校用地の団地を優先的に縮小または撤去集約化進めること、民有地は、地権者の理解が得られる場合は引き続き管理し、学校以外の公有地の場合は、撤去団地からの移転者の受入の団地にする考えです。

開始時期は、平成28年度からとし、解体予定の際には団地ごとに事前説明会を開催し、移転先の団地について調整が行われます。

仮設住宅から仮設住宅に転居が必要になった場合は、民間事業者に業務を委託し直接引越し作業を行う支援と、金銭給付による支援があり、負担軽減を努めることも打ち出しました。